

尿素SCRシステム等の機能維持に関する要件の明確化について

1. 背景

- (1) 近年の排出ガス規制の強化に対応するため、排出ガス発散防止装置として尿素選択還元型触媒システム(以下「尿素SCR」という。)を搭載したディーゼル自動車が開発・販売されており、今後、平成 21 年排出ガス規制(ポスト新長期規制)が適用されることに伴い、尿素SCRの搭載された自動車が増加することが予想されます。
- (2) 尿素SCRは、排出ガス中に尿素水を噴霧し、触媒の化学反応で窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )を減少させるものですが、その機能を適切に発揮させるためには、自動車ユーザーによる尿素水の適切な管理が必要です。
- (3) これに関して、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)では、排出ガス発散防止装置については、「原動機の作動中、確実に機能するものであること。」と定められていますが、尿素SCRの適正な品質の尿素水を必要量補給することが重要となるため、同システムの機能維持に関する要件を明確化する必要があります。

2. 改正の概要

平成 20 年 12 月 26 日公布の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成 20 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1532 号)(以下、本告示による一部改正後のものを「細目告示」という。)による措置の概要は、以下のとおりです。

・排出ガス発散防止装置の機能維持規定の一部変更

- ①尿素SCRやディーゼル微粒子除去装置(DPF)に関して、これら装置の取付けが確実にでないもの又は損傷があるものは、基準に適合しない旨の明確化を行いました。

(細目告示第 41 条第2項、第 119 条第2項及び第 197 条第2項)

- ②排出ガス発散防止装置としての機能を発揮するために、還元剤等を補給する必要がある構造装置に関して、所要の補給がなされていないものは、基準に適合しない旨の明確化を行いました。

(細目告示第 41 条第2項、第 119 条第2項及び第 197 条第2項)

- ③適用時期

公布の日から適用します。